

荒廃森林再生事業の協定期間中の留意点

(締結日：平成 25 年 4 月以降)

(現行の協定の主な内容)

- 協定期間は 20 年間
- 協定期間内の主伐や開発等による転用を禁止
※ただし、事業実施の翌年度から起算して5年を経過し、かつ標準伐期齢に達した森林について、伐採後に植栽をする場合は主伐を行える。
- 相続等により所有者が変わった場合の協定の承継
- 協定を解除する場合や協定内容に違反した場合の違約金

無断で対象森林の売買や主伐等を行った場合は、協定書に規定された違約金の適用の対象となりますので、注意が必要です。

特に、売買等により対象森林の新たな所有者となった者が、協定のことを知らずに主伐を行おうとするような場合など、後々のトラブルの原因になると考えられますので、下記のことには留意をお願いします。

① 相続した場合

⇒相続人から添田町へ森林を相続した旨の通知が必要です。

(※相続の場合、協定義務は自動的に相続人に承継されます。)

② 売買等の所有権移転を行う場合

⇒添田町へ事前に届け出が必要です。

(※所有権等の移転先となる相手方の協定の承継に関する承諾書を添付。)

③ 主伐を行う場合 (※条件を満たす場合のみ可能)

⇒「荒廃森林再生事業の実施に関する協定期間中の主伐に関する届出書」の事前提出が必要です。

④ 対象森林の開発等による転用は行えません

※ ①・②の場合、森林の土地の所有者届出制度による届出は、別途必要です。

詳細は、同封のチラシをご覧ください。

※ ③の場合、森林法に基づく伐採の届出は、別途必要です。

◎ご不明な点は、お問い合わせください。

添田町役場 地域産業推進課 林業振興係

連絡先電話番号：0947-82-5962 (直通)